平成２６年６月農業委員会総会

１．日時　　平成２６年６月２６日（木）１５時３０分～ １７時００分

２．場所　　長与町役場３階第１会議室

３．出席委員（１５名）

会長	１番　田中　稔		
職務代理者	２番　辻　末男		
委員	３番　辻田　博文	５番　白﨑　純範	６番　柿本　尚文
	７番　辻田　三男	８番　柿本　正博	９番　梶尾　厚
	１０番　河内　秀治	１１番　山中　昇	１２番　坂口　齊
	１３番　井上　良信	１４番　山口　益子	１５番　内村　博法
	１６番　山脇　昭信	１７番　山﨑　昌美	

４．欠席委員（０名）

５．議事日程

第１　　議事録署名委員の指名

第２　　第１号議案　農業振興地域整備計画変更に伴う意見聴取について

第２号議案　農地法第３条の規定による許可申請について

第３号議案　農地法第４条の規定による許可申請について

第４号議案　農地法第５条の規定による許可申請について

第５号議案　農用地利用集積計画について

第３　　第１号報告　農地法第４条第１項第８号の規定による農地転用届出について

第２号報告　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出について

６．農業委員会事務局職員

	事務局長	松本　廣
	農地・農政係長	田中　廣幸
	農地・農政係主事	中山　高宏
７．農林水産課	主事	林田　和真

事務局　こんにちは。総会が始まる前に総会規則について申し上げます。平成２６年６月の総会が開催されるにあたりまして、長与町農業委員会総会規則第６条により、在任委員で総会を開催する１６人全員の出席であることをご報告いたします。会長の方で議長並びに議事の進行をよろしくお願いいたします。

議　長　皆さんこんにちは。先月、労働基準局の説明会を開催しましたところ、皆さん出席していただきました。また、時津町の委員さんも出席していただき、総数８５名の参加者がありました。盛大に行われてよかったと思います。

では、本日の総会を始めます。まず、日程第１の長与町農業委員会総会規則第１８条の規定によりまして、議事録署名委員を２名指名させていただきますがご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議　長　異議なしということですので、議事録署名委員に１４番山口委員、１５番内村委員を指名いたします。

次に日程第２。本日の案件は第１号議案　農業振興地域整備計画変更に伴う意見聴取についてが２件、第２号議案　農地法第３条の規定による許可申請についてが１件、第３号議案　農地法第４条の規定による許可申請についてが１件、第４号議案　農地法第５条の規定による許可申請についてが１件、第５号議案　農用地利用集積計画についてが２件、最後に報告事項となっております。

それでは審議に入りますが、議案等でご意見・ご質問される際は挙手をして番号氏名を必ずお願いいたします。なお、例月のことですがご意見並びにご質問は議事録として公開していますので提出された内容に沿っての審議とご発言をいただきますようお願いいたします。

それでは、日程第２、第１号議案　農業振興地域整備計画変更に伴う意見聴取について、除外と編入の２件が議案として出されていますが、農林水産課の説明前に事務局から何かありませんか。

事務局　はい、先に送付しました議案書を１枚めくった１ページから７ページまでが除外の意見聴取の資料となっています。８ページから１２ページまでが編入の意見聴取の資料となっています。除外の申請につきましては住宅建築を伴うものです。過去、審議いただいたこともありますので事務局からは特に申し上げることはありませんが、２件目の農用地への編入は今回初めての議案となりますので農地の所在はもとより編入する目的、申請者の耕作状況が判断材料になることと思いますのでご審議いただく際には内容をご確認いただき、場合によってはご質問していただければと思います。事務局からは以上です。

議　長　　では、除外・編入について担当課からの説明をお願いいたします。

農林水産課　　本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。農林水産課の農振担当の林田です。よろしくお願いします。

では、第１号議案　農業振興地域整備計画変更に伴う意見聴取について、農林水産課より説明いたします。１ページをお開き下さい。６月１３日付で農業委員会会長あてに長与農業振興地域整備計画変更に伴う意見聴取についての文書を送付させていただいています。添付資料としては、計画変更理由書、変更箇所表示位置図、その他関係資料になっております。このことに関してこの場をお借りしてご意見をお伺いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

３ページをお開き下さい。市町村農業振興地域整備計画変更計画書。内容といたしましては、農用地区域の除外となります。除外の目的は住宅用地、面積は５７９．７３㎡。申出人の住所氏名は西彼杵郡長与町丸田郷(地番)、(氏名)。土地の所在は長与町三根郷(地番)。用途区分は農地、台帳地目は田、現況地目は不耕作地となっております。除外の理由といたしましては申出人の一般住宅の建築のためです。現在、家族３人で賃貸アパートに居住しているが、子どもの成長に伴い居住スペースが手狭になり、また、農業を営んでいる申出人の両親の手助けをするため新居を建てることを計画したということです。農振白地の所有地が実家近くにありますが、土地が斜面になっており土砂災害等の危険性があることから平坦な土地でライフラインも充実している申出地が最適であると判断しました。

今回、農業振興地域の農用地の除外に際して、６月１３日付けで農協の長与統括支店経由で農協本店に農用地区域の除外が適正であるかを判断していただく文書を送付しています。

申出地の場所をご説明いたします。４ページをお開き下さい。(施設名)から約３００ｍ行ったところの青色で表示している場所です。

５ページには付近の農用地区域の図面を付けています。６ページには住宅の配置図を付けています。７ページに現況の写真を付けています。農用地除外についての説明は以上です。

議　長　　ただ今、担当課より説明がありましたが、ご意見ご質問はありませんか。これは、地域外の委員さんは字図だけでは分かりにくいと思いますので、地元委員さんから分かる範囲で説明していただければ助かります。

１２番　　１２番坂口です。私の地元ですが、(申請者)さんは(建物名)にお住まいです。子供さんも大きくなったので家を作ろうという考えもあったようです。現在、申出地の水田は何も作っていないと思います。水が無いので水田としては適地では無いようでした。宅地にするということは少し勾配があるため工事費がかかるかと思いますが、道路に面しており水道も下水道も来ていますのであまり手のかからない土地ではないかと思います。

議　長　　皆さん方から何かご質問ありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　次に、編入も出ておりますので一緒に審議したいと思いますので説明をお願いいたします。

農林水産課　　はい、編入について、１０ページをお開き下さい。農用地区域の編入にあたり、編入する土地の所在は長与町岡郷(地番)、もう一筆が同じく(地番)になります。面積は(地番)が２，９９５㎡、(地番)が１，６３９㎡です。用途区分は２筆とも農地で台帳地目は畑、現況地目も畑です。申出人の住所氏名は、長与町岡郷(地番)、(氏名)さんです。農振の編入にあたりましての理由は、果樹の作付けを行っており、今後も適切な保全が必要と思われるため、今回、農振の編入を行いたいと思います。編入後の事業計画としまして、「果樹経営支援対策整備事業」という国の改植事業がありまして、この事業は農振農用地区域でないと受けられないため、この活用により周辺農地と一体的管理による農地保全に努めていきたいということを申出人から伺っております。農振の編入にあたりましても農業委員会と農協に意見聴取を諮っております。

場所をご説明いたします。１１ページをお開き下さい。(施設名)から約９００ｍ行った青色で表示しているところです。１２ページが現況の写真となります。編入についての説明は以上になります。

議　長　　編入について説明がありましたが、地元委員さんから何かありましたらお願いいたします。

１１番　　１１番山中です。(申請地番)はみかんが植えてあります。現在、(申請地番)はどんぐりの木が植えてあり山のようになっています。改植してきれいにするということですので、良いのではないかと思います。

議　長　　編入について地元委員さんから説明がありましたが、どなたかご質問があればお願いいたします。何もご意見が無ければ１件目の除外と２件目の編入については説明があったとおりですが、それぞれ農業振興上支障なし、または、支障あり、の判断をする必要がありますので、まず除外について伺います。除外についてはどうですか。

【支障なしの声あり】

議　長　　ただ今、支障なしとのご発言でしたので、支障なしでの意見といたします。よろしいですか。

【はいの声あり】

議　長　　次に編入についてですが、同じ様に支障あり、支障なしのどちらかを伺います。

【支障なしの声あり】

議　長　　ただ今、支障なしとのご発言でしたので、支障なしでの意見といたします。よろしいですか。

【はいの声あり】

議　長　　担当課は退席されて結構です。

【農林水産課退席】

議　長　　次に第２号議案　農地法第３条の規定による許可申請についてお願いいたします。

事務局　　はい、１３ページをお開き下さい。整理番号７（３－１）、申請地が長与町岡郷(地番)、畑、面積は７２㎡。農地区分は農用地区域外の１筆です。申請者は譲渡人が、長与町岡郷(地番)、(氏名)さん。譲受人は長与町岡郷(地番)、(氏名)さん。申請目的は売買による所有権の移転です。譲受人自身が野菜の栽培を行っていることから売買に至ったということです。譲受人の耕作地は売買予定の面積を含め２２，８７８㎡の自己所有農地と借地の１，１９１㎡で水稲栽培を行っています。労働力はご夫婦のお二人です。都市計画区域外になります。なお、例月のとおり権利移動の制限に関する事項の第１号から第７号には該当しないという報告をもって説明を省略いたします。

土地の所在地を説明いたします。１４ページをお開き下さい。国道２０７号線の○○橋横の信号から(施設名)の方に約１００m行き、右側に上りますと(施設名)があります。(施設名)を右手に見ながら、さらに約３００m上っていった青色で表示している場所です。申請地は譲受人の宅地に囲まれている状況になります。以上です。

議　長　　事務局からの説明に関連して地区担当委員さんから補足説明はありませんか。

１１番　　１１番山中です。１８日に事務局と現地立会いをしました。この土地は(譲受人)さんの宅地に囲まれています。また、以前から(譲受人)さんは借りて耕作していますが、自己農地にしたいとの希望があって、今回売買の申請が出ました。問題無いと思います。

議　長　　説明が終わりましたが、皆さんからご意見ご質問ありませんか。

【なしの声あり】

議　長　　ご意見ご質問が無いようなので、この農地法第３条の申請は許可することについてご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議　長　　異議なしとのことですので、許可することに決定をいたします。次に第３号議案　農地法第４条の許可申請についてお願いいたします。

事務局　　はい、１５ページをお開き下さい。整理番号２（４－１）、申請地が長与町岡郷(地番)、畑、面積が４０７㎡。同じく(地番)、畑、面積が３１６㎡。合計面積は７２３㎡です。転用面積は以上ですが、備考欄に申請地と隣接する宅地(地番)を加えると書いてあります。既存宅地分３６４㎡を加えた１，０８７㎡が全体の所要面積となります。農地区分は農用地区域外の２筆です。申請者は長崎市西海町(地番)、(氏名)さん。申請目的はアパート建築。施設の概要は木造アルミ亜鉛鋼板葺き２階建ての１棟で、居室数は１０戸。建築面積は２９０．５２㎡。駐車場は１８台分です。アパートの経営は運営・管理全て委託先の(会社名)株式会社が負うことになっております。雨水は水路に放流し、汚水は公共下水道に接続することで協議されています。申請地は道路に面しており、周囲の農業に影響はしません。都市計画区域外

です。この申請についての立地基準は３種農地で、一般基準については問題ありません。
土地の所在地を説明いたします。１６ページをお開き下さい。(施設名)を過ぎ、国道２０７号線の○○バス停先の道を左斜め前に約１８０ｍ下った、十字路になった右側に青色で表示している申請地の２筆と隣接する(地番)の宅地です。また、国道を挟んだ上の方には(施設名)があります。以上です。

議　長　　事務局からの説明が終わりました。関連して地区担当委員さんから何か補足説明はありませんか。

６　番　　６番柿本です。６月１８日に現地確認をしました。現況はぶどう、イチジクその他野菜を栽培しています。先程説明がありましたようにアパート１棟、１０戸、駐車場１８台。雨水は既設水路に放流し、汚水は公共下水道に接続するということでございます。面積が宅地を含めて１，０８７㎡ということで開発行為に該当するので、都市整備課等の関係課で協議する事項があると思いますが、よく協議をされて手続きをするということです。転用につきましては別段問題がないと思います。

議　長　　地区担当委員さんからは問題ないという説明がございましたが、皆さん方からご質問等ありませんか。

【なしの声あり】

議　長　　ご意見等が無いようですので審議を終了いたします。農地法第４条の許可申請について県に進達することにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議　長　　異議なしとのことですので進達することに決定いたします。
次に第４号議案　農地法第５条の規定による許可申請について説明をお願いいたします。

事務局　　はい、１７ページをお開き下さい。整理番号９（５－１）、申請地が長与町岡郷(地番)、地目は畑、面積は７８㎡。農地区分は農用地区域外の１筆です。申請者は譲渡人が長与町岡郷(地番)、(氏名)さん。譲受人は長与町吉無田郷(地番)、(氏名)さん。申請目的は資材置場とし

て売買での所有権移転となります。施設の概要は、現在荒廃地化している状態を整地して、外装材・看板・パイプ置き場として使用する予定としています。申請地の手前には住居が建っており、通常であれば私有地を通っていかなければならないところですが、宅地と住居を合わせて同時期に購入することということで予定をされております。都市計画区域外になります。この申請についての立地基準は２種農地で、一般基準については問題ありません。

土地の所在地についてご説明いたします。１８ページをお開き下さい。国道２０７号線の〇〇バス停から少し行きますと右側に上る道を約４０ｍ上った左カーブ横が譲渡人の住居になり、申請地が住居の裏手の青色で表示しているところになります。以上です。

議　長　　事務局からの説明に関連して地区担当委員さんから補足説明はありませんか。

６　番　　６番柿本です。６月１８日に現地確認を行いました。現況は何も作っておりません。申請目的が、外装材・看板・パイプの一時仮置としての資材置き場ということです。手前に(譲渡人)さんの土地建物がございます。(譲渡人)さんの宅地を通ることの通行同意書を添付しての申請です。申請地が袋地になっており進入路がありませんので宅地を通ることの通行同意書ということです。転用につきましては別段問題無いと思います。

議　長　　地区担当委員さんから補足説明が終わりましたが、皆さん方からご質問等ありませんか。

３　番　　３番辻田です。通行許可の道幅は分かりますか。

事務局　　はい。通行許可といいましても、先程地元委員さんも申されたように道はありません。現在の既存の家を見ますと、家の横に倉庫があります。倉庫から入っていく方と、家の外回りから行く方があります。軽微な物を置くということですので幅広い通路はいらないということです。宅地を含めて購入するということを考えられており、転用を先に行い、後で宅地購入をするということを含めて申請されていましたので併せてご判断いただきたいと思います。

議　長　　皆さん方からご質問等無かったら審議を終了いたしますがよろしいですか。

【はいの声あり】

議　長　　農地法第５条の規定による申請は、進達することにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議　長　　異議なしとの事ですので進達することに決定いたします。
次に、第５号議案　農用地利用集積計画についての説明に入りますが、２件とも同じ地区になりますので続けてお願いいたします。

事務局　　はい。第５号議案　農用地利用集積計画についての１ページをお開き下さい。例月のことですが朗読と説明をいたします。
第５号議案　農用地利用集積計画について上記議案を提出いたします。平成２６年６月２６日　長与町農業委員会会長　田中　稔。提案理由といたしまして農業経営基盤強化促進法第１８条の規定に基づき農用地利用集積計画の決議を求められたので提案する。
２ページから４ページの間については規程内容になり、先月の総会で割愛させていただくということでご了承いただいていますのでよろしくお願いします。
５ページをお開き下さい。１件目からご説明いたします。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所。(氏名)さん、長与町本川内郷(地番)。利用権を設定する者の氏名及び住所。(氏名)さん、長与町岡郷(地番)。利用権を設定する土地は、長与町斉藤郷(地番)、田、面積は１，９７２㎡。利用権の種類は賃貸借権で具体的な作物は水稲です。平成２６年７月１日から平成３１年６月３０日までの５年間です。年間の借賃は現物支給で米３０ｋｇです。継続となりますが前回と同様に米３０ｋｇの設定をされています。
続けて２件目です。８ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所。(氏名)さん、長与町岡郷(地番)。利用権を設定する者の氏名及び住所。(氏名)さん、長与町岡郷(地番)。利用権を設定する土地は長与町斉藤郷(地番)、畑、面積は９７㎡。同じく(地番)、畑、面積は２，０４４㎡。同じく(地番)、畑、面積は１，３０９㎡。合計面積は３，４５０㎡となります。利用権の種類は３筆とも使用貸借権で、具体的な作物はみかんです。平成２６年７月１日から平成３１年６月３０日までの５年間です。新規です。
１件目と２件目の土地の所在地を申し上げます。７ページをお開き下さい。１件目の１筆の説明になります。(施設名)の正門手前から約１５ｍ行き、整備された道路を約１８０ｍ直進した左側で青色に表示しているところです。次に１０ページをお開き下さい。２件目の所在地になります。斉藤郷に建設中のごみ焼却施設、正式には熱回収推進施設と言いますが、この建設に伴いまして道路形態が変わっており、距離については説明できませんので、土地の位置的な説明でご了承ください。斉藤郷の(施設名)から(施設名)の前を通り○○との境界に差し掛かる右側のところで青色で表示している場所になります。ご覧のとおり３筆とも隣接しております。以上です。

議　長　　事務局からの説明に関連して、地区担当委員さんから補足説明がありましたらお願いいたします。

５　番　　５番白﨑です。１件目の本川内郷の(借主)さんは、継続で田植えも済んで耕作されておりますので間違いないと思います。２件目の(貸主)さんの件も新しい道路の舗装も済んでおり、その近くの傾斜地です。(借主)さんもやる気があるようなので問題無いと思います。

議　長　　何も問題無いようなので、ご意見・ご質問並びに審議を終了いたしますがよろしいですか。

【はいの声あり】

議　長　　問題無いようなので許可することにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議　長　　異議なしということですので、２件とも許可することに決定いたします。
次に日程第３の報告事項に移ります。事務局から報告事項をお願いいたします。

事務局　　はい。別紙の平成２６年６月農業委員会総会報告事項になります。１ページをお開き下さい。農地転用専決処分報告書　農地法第４条第１項第８号の規定による農地転用届出書になります。１．当事者の氏名・住所・職業。申請者は(氏名)さん、長与町岡郷(地番)、職業は会社役員兼農業です。２．土地の所在等。長与町岡郷(地番)、台帳地目は畑、現況は不耕作地。面積は５７０㎡のうち１２５㎡。同じく(地番)、台帳地目は畑、現況は不耕作地。面積は１０５㎡のうち１４㎡。合計面積６７５㎡のうち１３９㎡が転用です。土地の所有者は申請者と同じです。３．転用の目的は自己所有農地への農業用通路、農作業場、車両置場の転用となっております。転用の目的に係る事業または施設の概要については、アスファルト舗装及びコンクリートで擁壁を設け、水路は暗渠として通行できるようにするとなっております。４．申請日は平成２６年５月２６日。５．専決処分の日は平成２６年５月２８日。以上の通り、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規定により専決処分をしたので報告いたします。平成２６年６月２６日　長与町農業委員会事務局長　松本　廣。
次に届出の場所をご説明いたします。２ページをお開き下さい。国道２０７号線上の○○バス停から手前に約１６０ｍ戻り、右側下に下る左に曲がる急カーブの道路があります。そ

のカーブからさらに約１２０m行った右側で青色で表示しているところです。以上です。

議　長　　事務局からの報告がありましたが、委員さん方から何かお尋ねはありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　続けて説明をお願いいたします。

事務局　　はい。３ページをお開き下さい。農地転用専決処分報告書　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出書になります。１．当事者の氏名・住所・職業。譲渡人は(氏名)さん、長与町岡郷(地番)、無職。譲受人は(氏名)さん、長与町岡郷(地番)、会社員。２．土地の所在等は長与町岡郷字戸別当(地番)、台帳地目は畑、現況は休耕地。面積は２０㎡。土地の所有者は譲渡人と同じです。３．転用計画　転用の目的は宅地(地番)への通路。転用の目的に係る事業または施設の概要については、隣接した宅地と一体化した形状のために特に手を加えて整備をすることはなく、現状のままということです。売買による所有権の移転です。４．申請日は平成２６年６月１３日。５．専決処分の日は平成２６年６月２４日。以上の通り、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規定により専決処分をしたので報告いたします。平成２６年６月２６日　長与町農業委員会事務局長　松本　廣。

次に届出の場所をご説明いたします。４ページをお開き下さい。国道２０７号線上の○○バス停から約１００m行った左側の、駐車場としてアスファルトで整備されているところがありますが、その場所の横に沿った細長い三角の土地で青色で表示しているところです。ここの土地の国道を挟んだ向かい側には賃貸マンションの○○の駐車場があります。尚、説明を加えさせていただきますと、現在の面積が地籍図でご覧の通り、人道及び車の進入路としての面積には至っていないことが分かります。不足分の確保については確認したところ、譲受人の隣の宅地の地権者と売買手続き中ということです。転用の場合は農地になりますので、先程隣の宅地と申し上げましたが、宅地の地目になっていますので転用の申請は出てきません。時間がかかるということで転用を先に行い、宅地の分については売買が来月には済み、車や人が通れるという状況になるということをお聞きしています。以上です。

議　長　　事務局からの説明について皆さん方からお尋ねはありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　続けて行事報告をお願いいたします。

【この後、平成２６年６月行事報告が行われた】

議　長　　これで、本日の議案の審議並びに報告事項は終了しました。以上を持ちまして、長与町農業委員会６月総会を閉会します。

【この後、以下の内容について説明が行われた。】
【規制改革会議案の説明について】
【女性農業委員登用への一層の促進について】
【全国農業新聞継続購読のお願いについて】